

# ずい道等の掘削等作業主任者特例講習のご案内

「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が、令和2年6月15日に改正、公布され、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の範囲の追加及び時間数の変更と併せ、特例講習の基準が示されました（基発0615第6号 令和2年6月15日）。

改正技能講習規程は、令和3年4月1日から適用となり、改正前のずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者は、令和4年4月1日以降は作業主任者に選任できません。

建災防では、上記の方が引き続き作業主任者に選任されるために、「特例講習」を実施いたします。実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となります。

## 【主な改正内容】

- ①ずい道等の坑内作業場の切羽に近接する場所の空気中の粉じん濃度等の測定を行うことを事業者義務付けたこと。（粉じん障害防止規則 第6条の3）
- ②測定結果に応じて換気装置の風量増加等の措置や有効な電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させることを事業者に義務付けたこと。（粉じん障害防止規則 第27条）
- ③ずい道等の掘削等作業主任者の職務について、換気等の方法を決定し、労働者に使用させる呼吸用保護具を選択すること等を追加すると共に、技能講習の科目や範囲を改めたこと。（労働安全衛生規則 第383条の3）

受講対象者	令和3年3月31日までに、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者
開催日	◆ 令和4年7月27日（水）8:55～11:30
会場	沖縄建設労働者研修福祉センター （沖縄県浦添市牧港5-6-7 沖縄県建設会館隣り）
定員	50名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
受講料	【一般価格】7,440円（受講料5,000円＋テキスト2,440円） 【会員価格】6,760円（受講料5,000円＋テキスト1,760円） ※会員価格は、建災防沖縄県支部会員事業場が受講料等を負担する場合にのみ該当いたします。 会員事業場からのお申し込みであっても、受講料を受講者個人が負担する場合は一般価格となります。 （会員事業場に所属する受講者に限りです。）
申込方法	■ 所定の申込書を記入し提出（郵送可）して下さい。提出していただいた方へ講習日程及び受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付致します。 ※ 申込書はホームページからも印刷できます。 <a href="https://www.kensaibou-okinawa.com/">https://www.kensaibou-okinawa.com/</a> 建災防沖縄県支部で検索
カリキュラム	■ 作業環境の改善方法等に関する知識【1時間30分】 ■ 関係法令【30分】 ■ 修了試験【20分】

建設業労働災害防止協会沖縄県支部（略称：建災防）

〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8（建設会館5階）

TEL098-876-5273 FAX098-876-1198

